



広報

たまき

March 2006
No.395

3

特集 超高齢化社会の到来に備えた介護保険制度をめざし
4月から介護保険制度が変わります …… 1

まちの話題……7
くらしの情報……9
ほのぼのネットワーク……15

超高齢化社会の到来に備えた

介護保険制度をめざし

4月から介護保険制度が変わります

昨年、「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。これまでの制度の

施行後5年の状況を踏まえ、「制度の持続可能性」「明るく活力のある超高齢化社会の構築」「社会保障の総合化」の3つの基本的視点に基づき、今後の超高齢化社会に向けた制度の抜本的な見直しを行います。

この変更内容について、今月と来月号でお知らせします。まず今月は

- 1 要介護認定の変更について
- 2 サービスの利用方法の変更について

● 住宅改修の手続き

● 福祉用具購入の方法

- 3 新しい被保険者証の送付について の3点です。

要介護認定について

本年4月からの介護保険制度では予防重視型のシステムへ変更されます。そのため、今まで「要介護1」と判定されていた人の中で、サービスの利用によって、心身の状態が改善する可能性の高い方については、「要支援2」と判定し、従来の要支援と判定されていた「要支援1」の方と共に、「新予防給付」を受けます。

具体的には不活発な生活によって筋力低下や低栄養など

に陥っている人が対象となります。

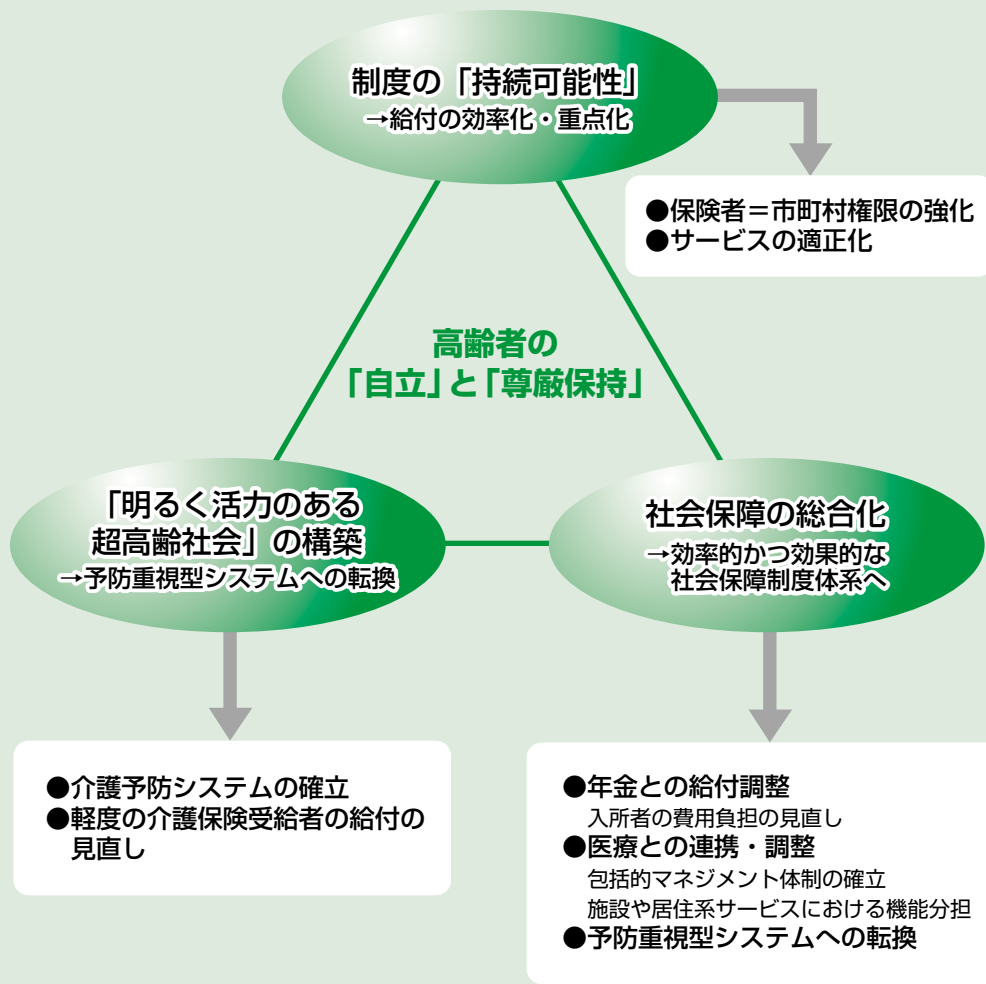
この、「新予防給付」では、今までのサービスは受けられないのではと心配に思われるかもしれませんが、要支援と判定をされていた人が今まで受けていたサービスが全く受けられなくなるわけではありません。変更点は次の4点です。

- ① 要支援1・2の人のケアプランは「地域包括支援センター」で立てることになります。
- ② これまでより一層「目標志向型」のプランになります。
- ③ 今までのサービスに加えて、通所サービスの中で「運動

器の機能向上」や「栄養改善」「口腔機能の向上」などの新しいメニューが加わります。

④ 利用料は1回いくらではなく、1カ月まとめた金額になります。（休んでも使わなくても金額が変わらない）
本年4月から実施するため、3月31日で介護認定の有効期限が切れる更新申請をされた人については、すでに要支援1や要支援2の判定を受けていますが、これらの人には今後、健康増進センター（地域包括支援センター）から手続きの方法をお知らせします。

三つの基本的視点



サービスの利用方法の変更について

●住宅改修の手続き
住宅改修支給申請方法が変わります。

現在、介護保険を利用した住宅改修の申請は、工事終了後になっていきますが、高齢者を悪徳リフォーム会社などから守るため、本年4月から工

新しい被保険者証

事着工前の事前申請が必要になる予定です。住宅改修をお考えの人は、申請時期を間違えないようにお願いします。

●福祉用具の購入について
福祉用具を購入できる販売所が指定されます。現在、介護保険の1割負担で購入できる福祉用具の対象品目であれば、いずれの事業者で購入しても補助対象となっていますが、本年4月からは指定の福祉用具販売事業所で購入した場合のみ補助の対象となります。

指定事業者の情報については、ケアマネジャー、または町生活福祉チームへお尋ねください。

介護保険法の改正に伴い、介護保険証の様式が変わります。そのため、介護保険被保険者（平成18年4月1日現在で65歳以上の人と、現在要介護認定を受けている40歳以上65歳未満の人）全員に、新し

い被保険者証を配達記録郵便で送付します。

送付の時期は本年4月上旬予定です。到着次第新しい保険者証と交換していただき、古い被保険者証は、町生活福祉チームのほか、玉城病院健康管理センター窓口へ返却してください。

また、現在お持ちの被保険者証は新しい被保険者証が送付されるまで使用できます。

本情報は厚生労働省の資料に基づいて作成されていますが、内容については変更されることがあるのでご了承ください。詳しくは、町生活福祉チーム（58）8203、または玉城病院健康管理センター（58）7373へお問い合わせください。



健康づくりで生活習慣病・寝たきりを予防 月8、000万円の医療費を抑制

老人保健医療制度と現状

老人保健医療制度は、医療機関などにかかるときの費用を軽減し、安心して医療を受けられる制度です。

今月号では、その制度と現状をお知らせします。

この老人保健制度で医療を受ける対象者はいずれかの医療保険に加入し、次の項目に該当する人です。

- ① 75歳以上の人
(昭和7年9月30日以前に生まれた人を含む)
- ② 65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けた人(申請が必要)

自己負担割合(一部負担金)

老人保健で医療機関等にか

かったときに窓口で支払う自己負担割合は1割(一定以上の所得がある人は2割)です。自己負担割合や負担限度額は毎年8月、世帯における前年の所得により決定されますので、忘れずに所得の申告をしてください。

高額医療費

老人保健制度では医療費の負担が重くなりすぎないように外来、入院とも1カ月に支払う自己負担額の上限が設けられていて、上限を超えた場合は申請すると高額医療費として返還されます。

この高額医療費制度に該当する人は、町生活福祉チームからお知らせしますので、案内にそって速やかに手続きを

図1. 自己負担割合と限度額

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		標準負担額 (食事代)1日につき
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
一定以上所得者 (※1)	2割	40,200円	72,300円 (※3)	780円
一般		12,000円	40,200円	
住民税 非課税世帯 (※2)	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	650円 (※4)
	低所得者Ⅰ		15,000円	300円

(※1) 一定以上所得者とは課税所得が145万円以上ある老人保健医療受給者、または課税所得が145万円以上あり老人受給者及び70歳以上の人と同じ世帯に属する老人保健医療受給者。

(※2) 住民税非課税世帯の低所得者Ⅰ及びⅡの適用を受けるには申請が必要です。

(※3) 医療費総額が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算した額が限度額になります。また高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は40,200円になります。

(※4) 過去1年間の内に入院日数が90日を超えるとときは市町村窓口へ申請し長期の認定を受けると1日につき500円になります。

生活習慣病、寝たきり予防のポイント

★過度の安静は逆効果

寝たきりは寝かせきりから作られるともいわれます。「寝」「食」を分けてメリハリのある生活を心がけましょう。

★適度な運動

老化防止のため毎日積極的に体を動かしましょう。日常生活の中でからだを動かすことも立派な運動です。また家に閉じこもらず外に出て家族や社会の一員としての役割を持ち続けましょう。

★正しい生活習慣を身につける

規則正しい生活やバランスのとれた食生活を心がけましょう。野菜や魚を多くとり、塩分や糖分、脂肪分は意識して減らしましょう。

★住みやすい住環境づくり

手すりや滑り止めをつけるなど、転倒を予防し、安全な住まい環境を整えましょう。

老人医療費

急速な高齢化に伴ない医療費が増え続け、特に医療費全体に占める老人医療費の割合が年々高くなっています。老人医療費が増える原因は、高齢になると心身の機能低下

してくださいます。なお、町では老人保健高額医療費支給申請は初回のみ必要で、一度申請するとその後は指定口座へ自動振込みします。

などにより病気やケガが増えたり、生活習慣病などの慢性的な病気になったりすると完治することが難しく、療養期間が長期にわたるためです。また、このような高齢者の心身の特性に加え、医療機関へのかかり方にも原因があります。急病以外の不必要な時間外受診や、同じ病気でありこち医療機関を急診する重複・はしご受診は、医療費を増加させるだけでなく、みなさんが支払う自己負担額も増加してしまいます。

月あたり
約8000万円
もの医療費が

町でも、平成16年

近年、老人医療費の増加は国民健康保険などの医療保険財政や地方財政を圧迫し深刻な問題となり、現在、高齢者医療制度の見直しが行われています。

度にかかった老人医療費総額は、医療受給者数1878人に対し、10億2209万9510円で、このうち一部負担金を差引いた9億2507万1901円を老人保健特別会計から支出しています。1カ月あたり約8千万円もの医療費がかかっていることとなります。

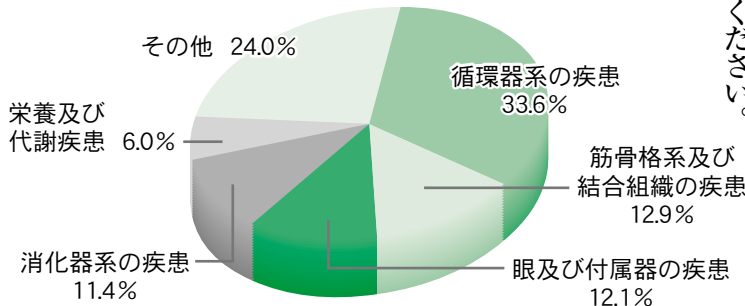
老人保健特別会計の財源は、みなさんが支払った健康保険料（老人保健拠出金）や税金（国や県、町の負担金）で賄われていますので、日頃から健康づくりや上手な受診を心がけ大切な医療費を有効に使い医療費増加抑制にご協力ください。

健康づくりで生活習慣病、寝たきりを予防

寝たきりの原因の約半分は、脳卒中と骨折です。玉城町で受診件数の多い疾病は、脳梗塞や脳卒中、高血圧症、関節症が多く、転倒などによる骨折、捻挫の受診は年々増加し

ています。一度寝たきりになってしまうと、心身の機能低下を回復させることが難しくなります。寝たきりは生活習慣の改善で十分に予防することができまのでまわりのみんなまで意識し生活習慣病や寝たきりを防いでください。

図2. 玉城町疾病分類別医療費状況（平成17年5月診療分）
※対象年齢は70歳以上



制度について、詳しいことは、町生活福祉チーム ☎（58）8203へお問い合わせください。



みんなが子どもを守るために

町民のみなさんへお願い

守るために

最近、児童の連れ去り事件など子どもが被害に遭う痛ましい事件が多発し、社会不安が増大しています。

三重県においても、不審者による「声かけ」事案や「連れ去り未遂」事件等が頻発し、子どもの生命や子どもを取り巻く環境（本来、子どもたち

が自主性や社会性を養うべき外遊びの機会や地域とのかわり）が脅かされるという、大変憂慮すべき状態にあります。

町教育委員会と関係団体（町PTA連絡協議会・町青少年を育てる会・町青少年指導員



設置される「こども110番の家」プレート

協議会)では、子どもの生命を守り、安全に過ごせる環境を目指して、通路や学校周辺の再点検の実施、安全マップの作成、青色回転灯によるパトロールなど様々な取り組みを進めています。また、地域のボランティア



黄色のジャンパー



オレンジ色のジャンパー(冬期)

の方に、登下校時に子どもたちを見守る「子ども安全パトロール員」の活動をお願いします。

「子ども110番の家」 (緊急避難場所) を設置

子どもたちのさらなる安全・安心を図るために、犯罪に巻き込まれそうになったときの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置を計画しました。

地域のみなさんのご協力の



青色回転灯搭載車

もとに、通学路およびその周辺のお店やご家庭にお願いしたところ、町内約120カ所で内諾をいただきました。

「子ども110番の家」にはプレート(右上)を設置し、子どもたちに分かりやすくします。もし、子どもたちが危ない目にあつたとき、助けを求めやすいよう周囲の方も協力をお願いします。

子どもたちを守るためには、家族、学校、地域など、住民のみなさんの協力が重要です。

「子ども110番の家」に限らず、町民のみなさんで地域の子どもたちの安全確保に、なお一層のご協力をお願いします。

この記事に関することは、町教育委員会
☎(58)8212へ
お問い合わせください



パトロール員に見守られながら
元気に通学する子どもたち

※お願い

● 登下校時や地域で子どもに目を向け、見守ってください。

● 「何か様子が変わぞ!」と感じる子どもへ「どうしたの。大丈夫?」と積極的な声かけをお願いします。

● 犯罪を未然に防ぐため不審者情報の警察への通報などをお願いします。



まの Town 話 題

Tamaki Report

伊勢路の魅力を探る 出立の地フォーラム



熊野への旅路の出発の地、田丸で、1月22日(日)、「熊野古道伊勢路、出立(しゅつたつ)の地フォーラム」が開かれ、会場となった保健福祉会館に100人あまりが参加して伊勢路の魅力を探りました。

このフォーラムは、三重県みえ歴史街道構想南勢志摩地域推進協議会などが主催して行われ、田丸の町並みを見て回るミニツアーのあと、ホールでは活動の発表や座談会もありました。

発表では、当地から山出健二さん(語り部・栄町)と熊野から花尻薫さん(熊野古道語り部友の会会長・熊野市)

が登場し、街道に沿ってはぐくまれた文化、歴史など活動の内容を説明。その中で、「田丸があったからこそ、世界遺産の熊野がある。一体的な地域づくりに取り組まなければならぬ。」と2人は述べました。

この後、村田喜代子さん(大紀町花の会)、高橋徹さん(みえ歴史街道構想南勢志摩地域推進協議会副会長)が加わり、座談会が開かれ地域づくりについて、会場のみなさんと語り合いました。

また、29日には、大紀町からツツラト峠までを歩くツアーが行われました。



山出さん(右)と花尻さん(下)



三重県中学生剣道新人大会

1月14日、土曜日、三重県中学生剣道新人大会が、津市総合体育館で開催され、県内の中学校の精鋭が集まり、頂点を目指しました。

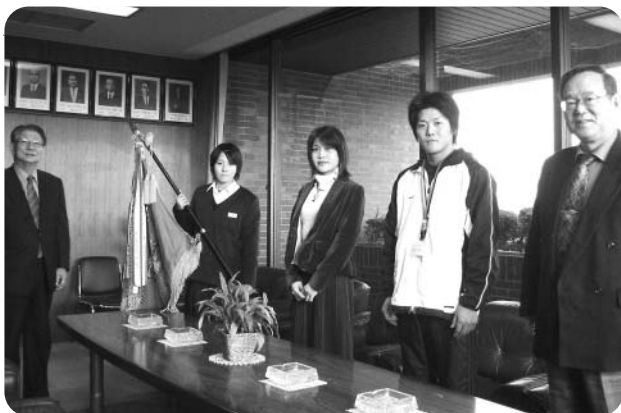
玉城中学校からも男女剣道部が、団体と個人戦に出場しました。

大会では、男女とも熱戦が繰り広げられるなか、女子は、団体戦で快進撃を続け、松阪市の三重中学校と決勝で対戦し、秋季大会につづき見事、連覇を果たしました。

この結果をうけ、16日、伊藤校長、阪井教諭をはじめ主将の中村さんらが、中瀬町長を訪れ、優勝の報告をしました。

中瀬町長は、「厳しい練習に耐え、よく頑張った。今後の活躍を期待している」と激励の言葉をおくりました。

また、男子は惜しくも力及ばずコマを進めることはできませんでしたが、苦しいなか



玉中の選挙代表らが町長を訪問

で善戦しました。

この大会をバネに、ますます練習に励み夏の全国大会めざしてがんばってください。

大会に出場し優勝した女子選手

浦田 久美 松田めぐみ
中野 みき 見並 杏
中村 実希 辻井 真理
(敬称略)

玉城

Mayor's Column

春秋



梅の季節であります。本格的な春も間近であります。大変寒い冬でありました。お元気ですか。

3月は国や地方自治体で予算の時期であります。国も財政難から改革や合理化が論議的となっておりますが、果たして本物でありましょうか。いささか疑問であります。

玉城町では福祉や教育に重点的に取り組んでまいりました。3月議会は18年度予算議会であります。しかし、保長改選期のため暫定予算となります。しかし、保険や福祉の関係予算につきましては、国県の方針もあり大変厳しいものとなります。

今国会に健康保険法等の改正案が上程され、改正される見通しであります。いずれも患者負担が増大いたします。大変であります。特に介護保険は当初の計画から倍の給付が必要になってまいりました。玉城町でも当初は4億円の給付計画でありましたが、17年度は8億円を超える給付であり制度の普及と相まって多くご利用いただくことになってまいりました。有意義なことではありますが、その18%は玉城町の65歳以上の被保険者の皆さんで保険料としてご負担いただくこととなります。十分検討して決めてまいります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

年金につきましても少子高齢化保険負担年代の減少は避けられず、今まで通りとはならない実情であります。増税と年金減少はつらい時代であります。

さて、13年間にわたって姉妹提携町村として友好を続けてまいりました沖縄県玉城村も今年1月1日、南城市として合併発足し、2月には新市長も就任されました。新市長は玉城村以外出身の方であります。お祝いを申し上げますところではありますが、今後のことについては見守ってまいりたいと思います。

大きな変革の時代であります。玉城町としても町民のひとりとしても関心を持ちたいと存じます。

かぜや花粉症の季節であります。お体大切に。

平成18年2月16日 町長室にて
玉城町長

中瀬信一

町立保育所 園庭開放のご案内

日時▶ 3月15日 第3水曜日 午前中

場所▶ 各町立保育所

お問い合わせは、それぞれの保育所へお願いします。

保育所の行事と活動

保育所で行われた楽しい行事や活動をお知らせします

凧揚げ

外城田保育所

1月に入ると、お正月遊びの凧揚げ、カルタ、すごろく、コマ回しに子どもたちは熱中します。

コマ回しは、12月に『独楽のおっちゃん』として名高い藤田さんが来てくれて、子どもたちにコマの回し方を教えてくれました。また、クリスマス

マスにサンタさんにももらったコマで、お正月休みに家で練習したのか、みんなコマ回し名人になったことでしょう。

1月11日、新年子ども会でお正月遊びを紹介したところ、4歳児は凧揚げに興味を持ち、簡単に作ることができ、しかもよく揚がるはがき凧を作りました。

はがきよりひと回り大きいボール紙に絵を描き、半分に

折り、切込みを入れて折り曲げしっぽと凧糸をつけるだけです。

出来上がった凧を持って園庭に飛び出すと、少し走るだけで、ふわりと揚がり、「揚がったー」「見てーあがったよー」とあちこちで歓声が上がり大喜びです。芝生山に上がり、山の上で揚げてみたり、寒さなんて何のその、いつまでも飽きることなく元気に凧



揚げを楽しんでいました。世界にひとつだけの自分の手作り凧、作る喜び、工夫して遊ぶ喜びを味わっています。

Check!!

特別給付金の請求はお済みですか

戦没者等の妻の方へ

- ①平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権を有する戦没者等の妻に特別給付金が支給されます。
- ・恩給法による公務扶助料・特例扶助料
 - ・戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金（公務傷病または勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの）
 - ・旧令共済組合特別措置法の殉職年金 など

- ②請求期限は、平成18年3月31日までです。

この日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなりますので、請求忘れのないようお早めに手続きをしてください。

戦没者父母・祖父母の方へ

- ①次の要件を満たす戦没者の父母・祖父母に特別給付金が支給されます。

ア)平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権を有すること。上記①の事項と同。

イ)戦没者死亡後から平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子、または孫（自然血族）を有するに至らなかったこと。

- ②請求期限は、平成18年3月31日までです。

その他、請求手続など詳しい内容については、町生活福祉チーム☎(58)8203へお問い合わせください。

Check!!

町の「外出支援サービス」の廃止のお知らせ

国土交通省と厚生労働省との間で「介護輸送に係る法的取扱い(ガイドライン)」が制定され、本年4月から、町で実施していた外出支援サービスの提供ができなくなります。

今後は、サービスの提供を行う次の2つの社会福祉法人に申請を行い、介護輸送が必要と認められた人のみが利用できるサービスとなります。

■町社会福祉協議会 ☎(58) 6915

■宮の里ミタスメモリアルホール ☎(58) 5030

利用料金などは事業所によって異なりますので、詳しくは各事業所にお問合せください。

また、制度について詳しくは、町生活福祉チーム☎(58) 8203へお問い合わせください。

Check!!

ボランティアだより

■すいすいキッズ カラフルらいおん

- ▼日時 3月8日(水)
- ▼時間 午前10時30分～11時30分
- ▼場所 町保健福祉会館
- ▼内容 おひなまつりとミニ卒業式
詳しくは、町社会福祉協議会ボランティアセンター☎(58) 6915へお問い合わせください。

■「玉城おはなしキャラバン」3月の予定

- ▼日程 3月1日・15日(水)
- ▼時間 午後4時～4時30分
- ▼会場 さくら児童館
- ▼日程 3月8日・22日(水)
- ▼時間 午後3時30分～4時
- ▼会場 梅がおか児童館
詳しくは、ボランティア代表の飯田啓子さん☎(58) 4600へお問い合わせください。

Check!!

保健事業だより

■かみかみ教室

- ▼日時 3月14日(火) 午前10時20分～正午
- ▼内容 離乳食の中期・後期の献立と試食など
- ▼対象 6カ月～1歳未満のお子さんとその保護者

■ベビーマッサージ教室

- ▼日時 3月28日(火) 午前10時30分～正午
- ▼内容 ベビーマッサージ指導や育児についてなど
- ▼講師 幸(ゆき)母乳育児相談室
助産師 中村 幸美さん
- ▼対象 6カ月までのお子さんとその保護者
※どちらも、ご希望の方は町保健福祉会館へお申し込みください。
その他詳しくは、町保健福祉会館☎(58) 8000へお問い合わせください。



- 玉城中学校第1期生同窓会一同のみなさんから、町社会福祉協議会へ3万円をお寄せいただきました。

Check!!

桜まつり期間の出演者募集

今年の桜まつりのメインイベントは、4月2日に開催します。

その間の3月26日(日)～4月8日(土)をまつり期間としてライトアップと共に、天守跡に舞台を設置します。その舞台を使って個人・グループでの発表をしてみませんか。

舞台とメインイベント、ステージの出演者を募集します。

▼舞台設置期間 3月26日(日)～4月8日(土)

▼メインイベントステージ 4月2日(日)

▼舞台の使用時間 平日 午後3時～9時まで
土日 午前10時～午後9時まで
この時間帯の中で30分～1時間程度

▼申し込み期間 3月14日(火)まで

▼申し込み先 町農林商工チーム

なお、使用にあつての音響設備等は、出演者で準備してください(4月2日のメインステージ以外)。同時に、出店・フリーマーケットも募集します。その他、詳しくは、町農林商工チーム ☎(58) 8204へお問い合わせください。

Check!!

町県民税・所得税の確定申告

次のように町県民税・所得税の確定申告が実施されています。期間内に正しく申告を行ってください。

町県民税・所得税の確定申告

3月15日(水)まで(ただし、土・日曜日は除きます)

受付時間 午前の部 午前9時～11時30分
午後の部 午後1時～4時

申告場所 玉城町役場2階住民ホール

詳しくは、町税務住民チーム ☎(58) 8201へお問い合わせください。

Check!!

町社会福祉協議会だより

■介護者のつどい(ホッとサークル)

在宅で高齢者や障害のある方の介護をされている介護者のみなさん、介護の中で感じたことを共有しながら、一緒におしゃべりしませんか。「この時間を通じて、がんばりすぎない介護を目指しましょう。」

▼日時 3月8日(水) (毎月第2水曜)
午後1時～3時

▼場所 町保健福祉会館

▼内容 誰でもどこでもお金のいらない健康体操(動きやすい服装でご参加してください)

参加費、申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

■子育て教育相談

子どもの発達上の悩みや人とのかかわり、問題行動など、日頃の子育ての中で感じる小さな悩みから専門的なことまで相談に応じます。

▼日時 3月15日(水) (毎月第3水曜)
午前10時～正午

▼場所 町保健福祉会館

▼相談員 池山 哲也さん

申し込みは不要です。電話相談もお受けします。

どちらも詳しくは、町社会福祉協議会 ☎(58) 6915へお問い合わせください。

Check!!

「玉城レクダンス 会員募集」

誰でもできるリズム体操、ストレッチを中心に参加者を募集します。

▼日時 毎水曜日 午後8時～9時30分まで

▼場所 玉城中学校体育館

▼服装 運動のしやすい服装およびシューズ。
(シューズは申し込み受付可)

▼対象者 男女問わず

詳しくは、宮本 ☎(58) 4653、岩城 ☎(58) 6378 または体育館へ直接お越しください。

Check!!

お急ぎください 宅内排水設備工事 期限は4月9日

町では市街地を中心とした田丸・佐田地区および妙法寺・中楽地区の一部をフレックスプランという手法で下水道整備を先行して進め、平成15年4月に汚水処理を開始(供用開始)し、3年が経過しようとしています。

この地区内にお住まいの人には、3年以内に宅内の排水設備のつなぎ込みをお願いしていました。その期限が、本年4月9日までとなっています。つなぎ込み工事がまだの人は、早急をお願いいたします。

なお、期限が過ぎると融資制度が受けられなくなります。詳しくは、上下水道チーム ☎(58) 8207へお問い合わせください。

玉城町長選挙の日程

任期満了(4月18日)に伴う玉城町長選挙の日程は次のとおりです。

- 告示日 4月4日(火)
- 投開票日 4月9日(日)
- 投票時間 午前7時～午後6時まで
- 投票所 外城田小学校体育館
田丸小学校体育館
有田小学校体育館
下外城田小学校体育館
保健福祉会館 集団検診室
- 開票所 田丸小学校体育館
(開票は、午後7時30分からの予定)

立候補予定者説明会の開催

- 日時 3月8日(水) 午後1時30分～
- 場所 玉城町役場

詳しくは、町選挙管理委員会 ☎(58) 8200へお問い合わせください。

こんなときには国保の届け出

届け出は14日以内に

次のようなときには国保の届け出が必要です。必ず**14日以内**に届け出をしましょう。

	こんなとき	もっていくもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	他の健康保険などをやめたとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の人が入るとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに入ったとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の人がやめるとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	就学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
	長期出張・旅行などで個々の保険証が必要なとき	保険証、印かん

Check!!

福祉サービス関連費用や医療制度が一部変わります

「障害者自立支援法」が成立し、本年4月1日から身体障害者、知的障害者、精神障害者および障害児の福祉サービスにかかる費用や医療制度が変わります。

●障害者福祉サービスを利用したら、費用の1割を支払います。

障害者施設サービスを利用する場合は食費や光熱水費などは全額自己負担です。

●更生医療、育成医療、精神通院医療ではそれぞれ負担の割合や計算方法が異なりました。これが一本化され「自立支援医療」となり、指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障害の該当者も医療費割合の1割が原則として自己負担となります。

ただし、上記の費用額については所得などに応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

その他、詳しくは、町生活福祉チーム☎(58)8203へお問い合わせください。

Check!!

青春キネマ館上映会開催

大人には懐かしい日本映画を、子どもには親子で楽しめるアニメ映画などを“映画館”で観てもらおうとする企画です。(玉城町、町教育委員会後援)

▼日時 3月8日(水)

午前11時、午後2時、午後8時の3回上映

▼会場 伊勢進富座(旧レック、伊勢東映)

▼上映作品 「驟雨」 出演者：佐野周二、原節子、香川京子、小林桂樹

▼入場料 800円

詳しくは、青春キネマ館&キッズシアター実行委員会☎(23)0839(午後7時~10時)へお問い合わせください。

Check!!

児童生徒の就学援助費支給制度

町では、小・中学校に通う児童生徒をお持ちで、経済的に困りの家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助しています。

次の認定基準に該当し、援助を希望されるご家庭は、町教育チームへお申し出ください。

【認定基準】

前年度に次のいずれかに該当する世帯で、かつ世帯の合計所得が、生活保護基準額の1.5倍以内の世帯に属する児童生徒の保護者とします。

- ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった家庭
- ②生活保護家庭に準ずる程度生活に困っている家庭
- ③国民健康保険料の減免または徴収猶予の家庭

以上のいずれかの措置を受けた家庭、その他、職業が不安定などの理由で学校納付金の減免を受けているなど生活状態が不安定な家庭が基準対象となります。

また、申請は毎年度必要です。現在受給中の人でも引き続き援助を必要とされる場合は、申請を行ってください。

なお、事務の手続き上3月17日(金)までをお願いします。

詳しくは、町教育チーム☎(58)8212へお問い合わせください。

Check!!

町営駐車場の利用は「2時間以内」に限ります

町営駐車場は

- ▼利用時間 午前8時30分~午後7時の時間内でご利用ください
(夜間の利用はご遠慮ください)

Check!!

「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM（ダイレクトメール）や携帯メールなどを送りつけて、保証金や保険金名目でお金をだまし取る新手の手口が急増しています。

このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。被害にあわないよう十分ご注意ください。

●だまされないための心構え3か条

（第1のポイント）

取引関係のないところから突然送られてくる、「お金貸します」とのダイレクトメール（DM）・携帯メールなどに注意。

（第2のポイント）

融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意。

（第3のポイント）

「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に次の所へ問い合わせる。

「貸します詐欺」被害ホットライン

☎ 03(5320)4775

（東京都貸金業対策課）

平日：午前9時～12時 午後1時～4時30分

その他、詳しいことは東京都産業労働局金融部貸金業対策課 ☎03(5388)1464へお問い合わせください。



Check!!

心の健康相談のお知らせ

毎月第4木曜日は専門医や保健師による心の健康相談開催日です。

【3月の相談日】

▼日時 3月23日(木) 午後1時～3時

▼場所 伊勢庁舎(ヘルスサポート室)

▼内容 個人面接相談

※ 電話での事前の予約が必要です。

※ 秘密は厳守しますから安心してご相談ください。

詳しくは、南勢志摩県民局保健福祉部 ☎(27)5148へお問い合わせください。

Check!!

平成18年4月1日から

65歳までの高齢者の雇用確保が義務づけ

高齢者の雇用安定法の改正により、本年4月1日から65歳未満の定年の定めをしている事業主は、次のいずれかの措置を講ずることが義務づけられます。

- ①定年の引き上げ
- ②継続雇用制度の導入
- ③定年の廃止

①および②の義務化年齢は、厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせて、段階的に引き上げることもできます。

②の継続雇用制度の導入については、原則希望者全員が対象ですが、労使協定により一定の基準を定めて導入することも可能です。

その他、詳しくは、ハローワーク伊勢 ☎(27)8609、または三重労働局職業対策課 ☎059(226)2306へお問い合わせください。

Check!!

地上デジタル放送 視聴エリア拡大のお知らせ

現在、地上デジタル放送伊勢局（送信所／伊勢市朝熊山）の開局準備が進んでおり、本年（平成18年）3月下旬から地上デジタル放送の視聴が可能になる予定です。

これを前に1月下旬から試験電波が発射されています。場合によっては現行のアナログ放送に影響が現れる可能性があり、テレビの画質低下等が見られましたら、東海地域受信対策センターへご連絡をお願いします。

この対策工事に係る費用は、国が負担するため一切無料です。

なお、現行の地上アナログテレビ放送は2011年7月24日で終了します。

詳しくお知りになりたい方は、(社)電波産業会アナログテレビチャンネル変更対策東海地域受信対策センター（東海地域受信対策センター）へお問い合わせください。

☎ 0120-124-818（無料）

受付時間 午前9時～午後5時30分
（土日祝日を除く）

たまきチャンネル番組予定表

2月25日～3月24日

		www.town.tamaki.mie.jp たまきチャンネル 0596・58・8200
早朝		
6	6:00	知っ得、納得 (1時間に2回放送)
7	7:00	ビデオレポート (前回は今回分後に放送)
8	8:00	特別番組
9	9:00	知っ得、納得 <small>議会放送 (議会終了まで)</small>
10	10:00	ビデオレポート <small>翌週録画</small>
11	11:00	特別番組
0	0:00	ビデオレポート
1	1:00	知っ得、納得
2	2:00	特別番組
3	3:00	ビデオレポート
4	4:00	知っ得、納得
5	5:00	特別番組
6	6:00	ビデオレポート
7	7:00	知っ得、納得
8	8:00	特別番組
9	9:00	知っ得、納得 <small>議会放送 (議会終了まで)</small>
10	10:00	ビデオレポート <small>翌週録画</small>
11	11:00	特別番組
12	12:00	ビデオレポート
1	1:00	知っ得、納得
2	11:00	番組終了

※番組内容は予告なく変更する場合があります。

番組に関するお問い合わせ・・・
 町総務チーム広報CATV ☎(58) 8200
 放送に関するお問い合わせ・・・
 (株) アイティービー制作部 ☎(27) 0700

議会放送(終了まで)
 町議会が開催される当日午後9時から録画放送。
 また、議会閉会翌週午前9時から再放送をします。

ビデオレポート (毎週土曜日に更新)
 町内での催しなどを取材。(放送期間=2週間)

■ 2月25日から

No 放送内容

- 1 剣詩舞道大会
- 2 文化協会二胡演奏会
- 3 平成18年確定申告
- 4 保育所の活動 など

■ 3月4日から

- ・田宮寺初観音
- ・ふれあいコンサート
- ・田丸獅子舞神事
- ・いきいきサロン など

■ 3月11日から

- ・有田獅子舞神事
- ・千引神社(久保)大祭
- ・0・1ひろば など

■ 3月18日から

- ・ジョギングラリーツアー
- ・カラフルらいおん
- ・保育所の活動 など

特別番組 (毎月1日、16日に更新)

行政・広報番組、特別編集番組など。

■ 2月28日まで

演劇フェスティバル (第II部)

■ 3月1日から

平成17年度芸能発表大会 (玉城町文化協会)
 ※各団体の放送は番組の最初をご覧ください。

知っ得、納得 (毎月5日、20日に更新)
 役場職員が、町の事業紹介、お知らせなどを行う。

■ 2月20日まで

みんなの下水道

■ 3月5日から

DAVID先生の楽しい授業

■ 3月20日から

介護保険制度

※番組の最新情報は、玉城町ホームページ「役場窓口」「総務」「ケーブルテレビの部屋」でご確認ください。

- 玉城町役場
 - ☎ 58-8200
 - ☎ 58-4494
 - ☎ 58-8200
 - ☎ 58-8201
 - ☎ 58-8203
 - ☎ 58-8207
 - ☎ 58-8205
 - ☎ 58-8204
 - ☎ 58-8210
 - ☎ 58-8211
 - ☎ 58-8212
 - ☎ 58-4108
- 総務チーム
- 税務住民チーム
- 生活福祉チーム
- 上下水道チーム
- 建設チーム
- 農林商工チーム
- 出納室
- 議事事務局
- 教育委員会 (村山龍平記念館)
- 青少年電話相談
- 病院老健チーム
 - 玉城病院 ☎ 58-3039
 - 介護老人保健施設ケアハイツ玉城
 - ・介護老人保健施設 ☎ 58-3770
 - ・訪問看護ステーション ☎ 58-8117
 - ・訪問介護 ☎ 58-8117
 - ・在宅介護支援センター ☎ 58-8822
 - ・居宅介護支援事業所 ☎ 58-8822
- 健康管理センター
 - (地域包括支援センター) ☎ 58-7373
- 保健福祉会館 ☎ 58-8000
- 社会福祉協議会
 - 社会福祉協議会 ☎ 58-6915
 - 在宅介護支援センター ☎ 58-8181
 - 居宅介護支援事業所 ☎ 58-6915
 - 夢工房たまき ☎ 58-7696
- 中央公民館 ☎ 58-6331
- 青少年相談センター ☎ 58-4108
- アスピア玉城
 - 玉城ふれあいの館 ☎ 58-8800
 - ふるさと味工房 ☎ 58-8686
- さくら児童館 ☎ 58-8527
- 梅がおか児童館 ☎ 58-8345

休日・夜間当直室
☎58-8213

- ◆ 人の動き (平成18年2月1日現在)
- 人口 15,044人 (+6人)
- 男 7,339人 (+2人)
- 女 7,705人 (+4人)
- 世帯数 4,732世帯 (+7世帯)
- () は1月1日以降の増減

● 今 ● 月 ● の ● 表 ● 紙 ●



笑顔でいきましょうコンサートでは、大人も子どもも歌やダンスで笑顔がいっぱい。心も体もとても元気になりました。

表紙撮影：広報たまき編集委員会 上村幸弘



広報たまき

第395号 平成18年3月号
編集：広報たまき編集委員会
発行：玉城町役場総務チーム
〒519-0495 三重県度会郡玉城町丸114-2
TEL 0596-58-8200 FAX 0596-58-4494
Home Page <http://www.town.tamaki.mie.jp>
e-mail info@town.tamaki.mie.jp

広報たまきは再生紙を使用しています

いきいきほのぼの ネットワーク

行政・心配ごと相談

3月10日(金)・20日(月)・30日(木)

時間 午後1時～3時
場所 町保健福祉会館
相談員 行政相談員および民生委員
お問い合わせは、町社会福祉協議会へ

1歳6カ月児健康診査

3月8日(水)

受付時間 午後1時～1時20分
場所 町保健福祉会館
対象 平成16年8月1日～9月15日
生まれのお子さん、
または前回未受診のお子さん
*該当児には個人通知いたします

町税など納期のお知らせ

町税などの納期は、期限を守って必ず納めてください。納期は次のとおりです

- 国民健康保険料 (第12期) 3月31日(金)
- 介護保険料 (第12期) 3月31日(金)

お問い合わせは、町生活福祉チームへ

乳幼児相談

3月9日(木) 午前10時～正午
23日(木) 午前10時～午後3時

場所 町保健福祉会館
対象 生後2カ月～未就園のお子さん
内容 身体計測、離乳食(栄養)や子育て全般に関する相談
*母子健康手帳をお持ちください

毎月20日は介護相談の日

時間 午後1時30分～4時
場所 町保健福祉会館
お問い合わせは、地域包括支援センターへ

にこにこサロン

3月1日・8日・15日・22日(各水曜日)
場所 さくら児童館

3月6日・13日・20日(各月曜日)
場所 梅がおか児童館
時間 午前10時30分～11時30分
内容 お母さんたちの交流、情報交換、自由遊びなど

青少年電話相談

毎週 木曜日

時間 午前10時～午後3時
電話 (58) 4108
お問い合わせは、町教育委員会へ

0.1ひろば

3月3日(金)

時間 午前10時30分～11時30分
場所 町保健福祉会館
内容 ひなまつりパーティーをしよう

健康相談

3月1日(水)・15日(水)

時間 午前9時30分～11時30分
場所 町保健福祉会館 健康相談室
内容 血圧測定、検尿など

たまきっこひろば

3月15日(水)
園庭開放にいらっしゃいよう
(場所 下外城田保育所)

3月24日(金)
1年をふりかえって成長をまとめよう
(場所 さくら児童館)

時間 午前10時30分～11時30分
対象 保育所入所まで(未就園)のお子さんとその保護者
お問い合わせは、さくら児童館へ

いきいきクラブ

3月13日(月)・20日(月)・27日(月)

時間 午前10時～11時30分
場所 町保健福祉会館 健康相談室
対象 40歳以上の人
内容 指体操、簡単なストレッチ体操など